三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙見川右支渓一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
鳥取県鳥取市円護寺
字北谷　三五八番地先無番地
三六〇番から三六二番まで
字北谷山　七五五番一
七五五番三から七五五番六まで
七五五番二三及び七五五番二四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市円護寺
字北谷山　七五五番七
七五五番二四
七五五番一
七五四番
七五三番
七五五番一八
七五五番六九
七五五番一七
字北谷　三五八番地先無番地
八号
鳥取県鳥取市北園
二丁目　一二番
三十一号及び三十二号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
クモ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県鳥取市河原町八日市
字蜘谷　六一〇番一から六一〇番三まで
六一一番及び六一二番
六一三番一及び六一三番二
六一四番から六一六番まで
六一七番一及び六一七番二
六一八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市河原町八日市
字蜘谷　一〇三番一地先道路敷　一号
二号から四号まで
六〇九番一
六一〇番三
五号
六一八番
六号
六一九番
七号及び八号
九号
一〇六番
十号
一〇五番

○国土交通省告示第九百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年九月二日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川九九
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十七年国土交通省告示第四十一号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一三七度一四分四秒
六一七・〇五一メートルの地点　一号
標柱一号から七八度二一分五四秒
一〇・〇六一メートルの地点　二号
標柱二号から五二度五〇分五三秒
三三・六九六メートルの地点　三号
標柱三号から五〇度一一分三〇秒
一〇・七一三メートルの地点　四号
標柱四号から七〇度七分〇秒
一二五・〇〇三メートルの地点　五号
標柱五号から一六一度一九分五秒
二九・二〇六メートルの地点　六号
標柱六号から二二六度四九分九秒
一五八・七二六メートルの地点　七号
標柱七号から一二二度四四分三秒
一〇〇・六五八メートルの地点　八号
標柱八号から一五六度三四分三二秒
五九・〇一〇メートルの地点　九号
標柱九号から二〇一度三八分四六秒
一〇・〇七一メートルの地点　十号
標柱十号から二八九度三一分三秒
七九・七四六メートルの地点　十一号
標柱十一号から三二〇度一九分四一秒
九五・二八五メートルの地点　十二号
標柱十二号から三三八度三九分三〇秒
二六・五九六メートルの地点　十三号
標柱十三号から二七〇度三八分五九秒
〇・五二九メートルの地点　十四号
標柱十四号から二六六度五一分八秒
一四・〇四一メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九度二五分四二秒
八・五〇五メートルの地点　十六号
標柱十六号から二五度四六分一五秒
三・四二〇メートルの地点　十七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川一〇一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二十七年国土交通省告示第四十一号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一四九度五〇分五三秒
八八三・二八六メートルの地点　一号
標柱一号から七六度四二分三六秒
一・九一八メートルの地点　二号
標柱二号から七六度四二分二八秒
一四・七三六メートルの地点　三号
標柱三号から七四度二四分八秒
〇・七九二メートルの地点　四号
標柱四号から七八度三五分二一秒
二〇・五一一メートルの地点　五号
標柱五号から一四二度二五分五〇秒
三七・三八八メートルの地点　六号
標柱六号から二二五度二二分五五秒
一五〇・六八四メートルの地点　七号
標柱七号から三〇三度二八分五三秒
九・九七五メートルの地点　八号
標柱八号から一二度一〇分五秒
九・四四一メートルの地点　九号
標柱九号から四〇度五三分一八秒
二五・七二九メートルの地点　十号
標柱十号から三三度九分二七秒
二二・七〇三メートルの地点　十一号
標柱十一号から一度二三分五七秒
八・一五〇メートルの地点　十二号
標柱十二号から二一度五〇分四〇秒
一二・五九六メートルの地点　十三号
標柱十三号から六二度一二分二五秒
二七・〇六三メートルの地点　十四号
標柱十四号から二六度三七分一四秒
一一・五二〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から四八度四二分三六秒
一〇・四一四メートルの地点　十六号
標柱十六号から三二四度三四分三七秒
一〇・五一一メートルの地点　十七号
標柱十七号から三二五度二六分五四秒
四・九七九メートルの地点　十八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷尻川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区深川二丁目一五九一番五地内四等三角点谷尻を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成二十七年国土交通省告示第四十一号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から六〇度三七分九秒
二〇一・八八九メートルの地点　一号
標柱一号から七一度二〇分四〇秒
一六・六四五メートルの地点　二号
標柱二号から九〇度一四分二〇秒
九・三八三メートルの地点　三号
標柱三号から一〇一度一七分二〇秒
九・〇五〇メートルの地点　四号